岐阜県建設発生土管理基準

平成19年 2月 5日制定 (平成19年 4月 1日施行) 平成20年 2月29日施正 (平成20年 4月 1日施行) 平成24年 3月23日施正 (平成24年 4月 1日施行) 平成26年 4月 1日施行) 平成26年 4月 1日施行 平成29年 3月29日改正 (平成29年 4月 1日施行)

平成29年4月1日

 岐
 阜
 県

 農
 政
 部
 ・
 林
 政
 部

 県
 土
 整
 備
 部
 市
 建
 築
 部

岐阜県建設発生土管理基準

り

			₹
第 1	章	総 則	
	1	目的	1
	2	用語の定義	1
	3	県条例の趣旨等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	4	管理基準の適用範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	5	発注者の責務	3
第 2	2 章	環境基準	
	1	土砂等の環境基準等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	2	汚染要因の確認調査及び土壌検査の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	3	汚染要因 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
	4	土壌検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	5	建設発生土を搬出及び搬入する場合の扱い	4
	6	民有地への処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	7	汚染された建設発生土の扱い	5
その	他		5
		様式-1 建設発生土の管理調書(搬出用) 作成者:搬出側発注者	6
		様式-1-2 建設発生土の管理調書(搬入用) 作成者:搬入側発注者	7
		様式-2 汚染要因に関する調査票 作成者:搬出側発注者	8
		資料 特に留意する業種	9
		様式-3 土壌検査結果証明書 作成者:試験機関 1	0
		別表 1 埋立て等に使用される土砂等の環境基準 1	l 1
		様式-4 土砂等採取元証明書 作成者:搬出側元請業者 1	12
		別表 2 試料の採取方法 1	13
		別表 3 構造上の基準 1	14
		工事発注から完了までの事務フロー 1	15

岐阜県建設発生土管理基準

第1章 総 則

1 目 的

この基準は、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」(平成19年4月1日施行 以下「県条例」という。)の趣旨を尊重し、発生する建設発生土を埋立て等の用に供するに際しての管理方法等を定め、建設発生土の適正な利用の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この基準における用語の意義は次のとおりとする。

(1) 公共工事

国、地方公共団体等が発注する建設工事をいう。

(2) 建設発生土

建設工事に伴い発生する土砂等をいう。

(3) 埋立て等

土地の埋立て、盛土その他土地への堆積をいう。(製品の製造又は加工のための原材料の 堆積を除く。)

(4) 特定事業

埋立て等を行う区域(宅地造成その他事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域において採取された土砂等を当該事業に供するものであるときは、当該事業を行う区域)以外の場所において採取又は製造(以下「採取等」という。)が行われた土砂等による埋立て等であって、その区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。

(5) 環境基準に適合しない土砂等 (汚染土壌)

環境基本法第 16 条第 1 項の規定による土壌の汚染に係る環境に関する基準に適合しない土砂等をいう。

(6) 製造物等

製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物 と混合していた物をいう。(例 埋戻材、補強剤、改良土)

(7) 工事間利用等

建設発生土を利用する次のものをいう。

- ① 他の公共工事での利用
- ② 公共工事で利用するために一時的な仮置場やストックヤード等へのたい積
- ③ 再利用のための土壌改良プラントへのたい積
- ④ 公共工事で行う民有地等への埋立て

(8) 土砂等の環境基準

別表1に定める「埋立て等に使用される土砂等の環境基準」をいう。

3 県条例の趣旨等

(1) 県条例の骨子

県条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全を確保し、もって県民生活環境を保全することを目的とするものであり、その骨子は次のとおりである。

- ① 事業者は、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。
- ② 埋立て等に使用する土砂等の環境基準の設定
- ③ 環境基準に適合しない埋立て等の禁止等
- ④ 一定規模以上の事業区域における埋立て等の事業の許可制の導入
- ⑤ 特定事業区域における土砂の堆積の構造について構造の基準を制定
- ⑥ 特定事業に係る土地所有者の責務の強化

(2) 県条例の適用対象等

① 県条例の適用対象

県条例は、すべての埋立て等を行う行為に適用するものである。

② 許可を要する事業

埋立て等を行う区域の面積が 3,000 平方メートル以上の特定事業は、知事の許可が必要である。また、許可を受けた特定事業区域への土砂等の搬入は、知事への届け出が必要である。

(3) 公共工事の取扱い

県条例における公共工事の取扱いは、次のとおりである。

- ① 公共工事により特定事業を実施する場合は、知事の許可は不要である。
- ② 建設発生土を特定事業区域へ搬出する場合において、製造物等を含むときは、環境基準に 適合していることを証する土壌検査の結果の添付を要する。

ただし、製造物等を含まないときは、環境基準に適合していることを証する土壌検査の結果の添付を省略できる。

4 管理基準の適用範囲

この基準は、岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部が発注する建設工事に適用する。

5 発注者の責務

公共工事の発注者は、次の事項についてその責務を負うものとする。

- (1) 建設発生土の利用にあたり、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 工事請負者に対し、県条例及び本基準の趣旨を周知徹底させ、建設発生土の適正な管理を 指導する。
- (3) 建設発生土の管理状況に関する書類は、「建設発生土の管理調書」(様式-1)に内容を記載のうえ、所属長の承認を得ること。また、保存期間は、工事完了日の次の年度から起算して5年間とする。ただし、維持管理事業及び災害復旧事業については、様式-1の作成を省略することができる。

第2章 環境基準

1 土砂等の環境基準等

(1) 土砂等の環境基準

建設発生土により埋立て等を行う場合は、当該建設発生土が別表1に定める「埋立て等に 使用される土砂等の環境基準」に適合していなければならない。

- (2) 環境基準に適合しない建設発生土による埋立ての禁止 環境基準に適合しない建設発生土により埋立て(工事間利用を含む)は行ってはならない。
- (3) 環境基準の適否の確認

環境基準の適否の確認は、様式-2に定める「汚染要因に関する調査票」に基づき実施するものとする。5,000m3以上の建設発生土を搬出する工事については、土壌検査結果により適否を確認する。

ただし、維持管理事業及び災害復旧事業については、様式-2の調査及び土壌検査を省略する ことができる。

2 汚染要因の確認調査及び土壌検査の実施

確認調査及び土壌検査は次により行うものとする。

- (1) 5,000m3以上の建設発生土を搬出する工事については、搬出量 5,000m3 ごとに 1 回以上、土壌検査を行うものとする。
- (2) 5,000m3 未満の建設発生土を搬出する工事については、様式-2 に定める「汚染要因に関する調査票」により確認調査を行い、汚染された恐れがあると判断された場合は、土壌検査を1回以上行うものとする。

3 汚染要因

次に掲げる汚染要因に該当する土地から生ずる建設発生土は、汚染された恐れがあるため、土壌 検査を行うものとする。従って、この要因に該当しないものは、土砂等の環境基準に適合している ものとして取扱う。

(1) 資料の業種の工場・事業場用地又は過去に工場・事業場として使用された土地

- (2) 明らかに汚染された履歴のある土地
- (3)過去に薬品等により土壌改良等の処理をした土地

4 土壌検査

- (1) 試料の採取は別表2に定める「試料の採取方法」により行うものとする。
- (2) 土壌検査は別表1に定める「埋立て等に使用される土砂等の環境基準」の項目、基準値、 測定方法により行うものとする。
- (3) 土壌検査結果証明書は、計量法第 107 条の規定により登録を受けた者が発行したものとし、 原則として様式-3 によるものとする。

5 建設発生土を搬出及び搬入する場合の扱い

建設発生土を搬出及び搬入する場合は、以下のとおりとする。

ただし、維持管理事業及び災害復旧事業については(1)の場合を除き、適用除外することができる。

(1) 公共工事から民間が行う特定事業へ搬出する場合

公共工事から建設発生土を搬出する場合において、製造物等を含む時は、環境基準に適合していることを証する「土壌検査結果証明書」(様式-3)及び「土砂等の採取元証明書」 (様式-4)を提出する。ただし、製造物等を含まない時は、環境基準に適合していることを証する「土壌検査結果証明書」(様式-3)の提出については、省略できる。

(2) (1)以外の場合(公共工事から他の公共工事へ搬出する場合及び公共工事から民間が行 う特定事業以外の民間事業へ搬出する場合。)

公共工事から建設発生土を搬出する場合は、「汚染要因に関する調査票」(様式-2)又は「土壌検査結果証明書」(様式-3)、及び「土砂等採取元証明書」(様式-4)を提出する。 ただし、搬出土量が 100m3 未満の場合は、「土砂等採取元証明書」(様式-4)の提出により搬出することができる。

(3) 他の公共工事から公共工事へ搬入する場合

他の公共工事から建設発生土を搬入する場合は、「汚染要因に関する調査票」(様式-2)又は「土壌検査結果証明書」(様式-3)、及び「土砂等採取元証明書」(様式-4)を受理する。

ただし、搬入土量が 100m3 未満の場合は、「土砂等採取元証明書」(様式-4) の受理により搬入することができる。

- (4) 公共工事以外から公共工事へ搬入する場合
 - ① 砕石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)により許認可された土砂等を搬入する場合は、当該採取場が発行する土砂等売渡、譲渡証明を受理する。
 - ② 公共工事以外から建設発生土を搬入する場合は、「土壌検査結果証明書」(様式-3)及び「土砂等採取元証明書」(様式-4)を受理する。

6 民有地への処理

建設発生土を民有地への埋め立て等に用いる場合は、周辺環境を調査し、近隣の農地や集落への影響が出ない方法により処理するものとする。

(1) 民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合

民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合は、公共工事の発注者において、特定 事業であるか否かを確認するため、面積を調査するものとする。

また、民有地の所有者と協議して、築造或いは管理方法等について承諾書を取り交わしておくこと。

(2) 公共工事の発注者が所有者に代わって埋立て等を行う場合は、別表3に定める「構造上の基準」により行うこと。なお、当該埋立て等に建設発生土を搬入する場合の扱いは前項5 と同様とする。

7 汚染された建設発生土の扱い

土壌検査の結果、建設発生土が土砂等の環境基準に適合しない場合は、建設発生土自然由来重金 属等汚染対策の手引きなどを参考に対応することとし、県条例施行規則第4条第1項1号に定める 措置により、もしくは学識経験者等による岐阜県建設発生土処理対策調査委員会での検討を踏まえ、 発生土の適正な処理を行うものとする。

その他

この基準に定めのない事項については、各部の主管課(県土整備部は技術検査課)と協議するものとする。

附則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。(平成19年2月5日制定)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。(平成20年2月29日改正)

この基準は、平成24年4月1日から施行する。(平成24年3月23日改正)

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(平成 26 年 3 月 26 日改正)

この基準は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月29日改正)

様式-1

建設発生土の管理調書(搬出用)

年 月 日

このことについて、下記により建設発生土を搬出してよろしいか。

	77. 30. 7% /[. [
	建設発生土搬出計	画
事業年度	区 分 公・単 事業名	
工事名		
工事箇所		
発生土土砂量	m3 うち搬出土砂量	m3
搬出先工事名又は		搬出予定量
事業場等名	工事箇所又は所在地	(m3) 備考
1.70.00 (1.1)	1. Ell/12 (1947) 1.2 C	VIII 3
施	工 実 績 (完成後	
	職氏	
	作 成_	日 年 月 日
請 負 業 者 名		現場代理人
工期	年 月 日 ~	~ 年 月 日
搬出先工事名又は		搬出土量 搬出機関名又
事業場等名	工事箇所又は所在地	(m3) は 事業場等責任者

- ●搬出する土砂の箇所が明示された平面図を添付することがのぞましい。
- ●本調書は、事務所内で一括ファイルし、工事完了日の次の年度から起算して5年間保管する。
- ●維持管理事業及び災害復旧事業については、本調書の作成を省略することができるものとする。

様式-1-2

建設発生土の管理調書(搬入用)

年 月 日

このことについて、下記により建設発生土を搬入してよろしいか。

	建設	発生土搬	入 計	画	
事業年度	区	分公・単	事業名		
工 事 名					
工事箇所					
事業面積	r	m2 搬入土砂総	量		m3
				搬入予定	土砂区分該当
供給元工事名等	工事箇	所又は所在地		量 (m3)	数字に〇印
					1. 2. 3
					1. 2. 3
					1. 2. 3
					1. 2. 3

- 土砂区分は、次のものから選択する。
 - 1 他の公共工事から建設発生土を搬入するもの。
 - 2 公共工事以外から建設発生土を搬入するもの。
 - 3 法令等により許認可された採取土砂を搬入するもの。

				施	エ	実		績(完	成後	作成)				
								職	氏	名				
								<u>作</u>	成	日		年	月	日
請	負	業	者	名						現場作	代理人			
エ				期		年	月	日	~	~		年	月	日
供給元	事名	又は	スト	ックヤ						搬入	土量	供給	元機関	名又
ード等で	一の他	络			工事箇所	又は所在	地			(m	3)	は艫	2等責任	绪
														·
	•		•						•					·

- ●搬入する土砂の箇所が明示された平面図を添付すること。
- ●本調書は、事務所内で一括ファイルし、工事完了日の次の年度から起算して5年間保管する。
- ●維持管理事業及び災害復旧事業については、本調書の作成を省略することができるものとする。

様式-2

汚染要因に関する調査票

事	業	年	度		区分	公・単	事業名		
工	事	酱			1				
工			期						
調	查	年	月日	年	月	日~	調査	事務所名	
				年	月	日			
No						土	也 環	境	
1				り工場・事業					
	去に	Ľ場·	事業場	易として使用	された	土地	継続	事業の場	:合
		1					隣接	した先行	
	業務	分類						身	ミ施年度
				VI () > ¬					
2		明られ	かに汚	染された履	歴のあ	る土			
	地								
(a)		VE (.)		<i>**</i> - 1 10 1	[→	to the co			
3				等により土		と等の			
	処埋.	として	た土地						
			1) 🎏	- 沈西田の碑	扨細木	生田 かた	小鉢上	 	 目に該当しないため、環境基準に適合
				アンス いる。	心则可且。	かれたがら	リコ陜工	心垛况快	日に成当しないため、塚児基中に廻口
十和	少の環	暗某		-	り隣	接した先	行工事	での汚染	 要因の確認調査結果から当該十地環境
)判断	/	, .,,	に該当しない		•			210171
,	1 3171								結果、別添土壌検査結果のとおり環境
			基準	生に適合する。)				
判	」 定	<u> </u>							
	該工	事箇月	折の土	砂は、上記土	砂の環	環境基準の	の判断区	三分に	より環境基準に適合している。
□≒	該工事	酱所	の土砂	は、環境基準に	適合し	ていない	0		

- ●上記土地環境の項目が該当する場合は■とし、上記「土地環境」欄①の「業務分類」欄には「資料」(P9 参照)から選択記入。また判定欄についても該当する項目を■とする。
- ●土地環境については、履歴調査等を参考とすること。
- ●上記土地環境の3項目のいずれかに該当する土地は、土壌検査が必要である。
- ●建設発生土を特定事業区域(公共事業において特定事業区域で埋立て等を実施する場合は除く。) へ搬出する場合でかつ製造物等を含む場合は、当然土壌検査を要する。
- ●維持管理事業及び災害復旧事業については、本調査を省略することができるものとする。

特に留意する業種

1	寸	Ic 留 息 9 る st					
産業分類中分類		産業分類小分類		産業分類細分類			
木材・木製品製造業	13	その他の木製品製造業	139	木材薬品処理業	1391		
パルプ・紙・紙加工品製造業	15						
出版·印刷·同関連産業	16						
化学工業	17	化学肥料製造業	171				
		無機化学工業製品製造業	172				
		有機化学工業製品製造業	173				
		油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活	175	塗装製造業	1754		
		性剤・塗料製造業		印刷インキ製造業	1755		
		医薬品製造業	176				
		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品	177				
		製造業					
		その他の化学工業	179	農薬製造業	1792		
石油製品、石炭製品製造業	18	石油製造業	181				
		潤滑油・グリース製造業	182				
		コークス製造業	183				
		舗装材料製造業	184				
		その他の石油・石炭製品製造業	189	廃油再生業	1899		
なめし皮・同製品・毛皮製品業	21	なめし皮製造業	211				
窯業・土石製品製造業	22	ガラス・同製品製造業	221				
		セメント・同製品製造業	222				
		その他の窯業・土石製品製造業	229				
 鉄鋼業	23						
非鉄金属製造業	24						
金属製品製造業	25						
一般機械器具製造業	26						
電気機械器具製造業	27						
情報通信機械器具製造業	28						
電子部品・デバイス製造業	29						
輸送用機械器具製造業	30						
精密機械器具製造業	31						
その他の製造業	32	 貴金属製品製造業	321	貴金属製品製造業	3211		
水道業	36	下水道事業	363	下水道処理場	3631		
宿泊業	72	旅館、ホテル	721	温泉旅館	7211		
医療業	73	病院	731	**************************************			
		診療所	732				
	82	洗濯業	821	クリーニング業	8211		
その他の生活関連サービス業	83	////福末 他に分類されない生活関連サービス業		ファーファ来 写真現像・焼付け業	8393		
廃棄物処理業	85	一般廃棄物処理業	851	ごみ処分業	8516		
ルネッルベエネ	30	産業廃棄物処理業	852	産業廃棄物処分業	8522		
 自動車整備業	86	上 不元末70/24末	002	压不远来100亿月末	0022		
機械等修理業	87		+				
饭 似 可 修 生 未	0/						

[※]本表は、総務省統計局編集の日本標準産業分類に基づく。本表の業種名を選択し、汚染要因に関する調査票の業務分類に細分類から 順次該当するものを記載する。

様式一3

- 様式−3 「	r r_	±	. HI HI							
	土填	展 検 査 紹	記果 証 明 書							
	様									
		発 分 [*]	行 番 号 折 機 関 名							
		代	表者印							
		所	在 地							
		電 計量証	話 番 号 明事業者の登録番号							
	計量証明事業者の登録番号 環 境 計 量 士 印									
		の計量結果を次のと	おり証明します。 (検体区分・番号							
計量の対象 単位		至量 以界 基準値	測 定 方 法							
カドミウム mg/1		0.01以下	日本工業規格K0102 55							
全 シ ア ン mg/l		不検出	日本工業規格K0102 38(38.1.1の方法を除く。)							
有 機 燐 mg/l		不検出	昭和49 告示環告第64号付表1又は日本工業規格K0102 31.1							
<i>₽</i> /\ m ₀ /1		0.01215	に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの 日本工業規格K0102 54							
鉛 mg/1 六 価 ク ロ ム mg/1		0.01以下 0.05以下	日本工業規格K0102 65.2							
		0.03以下	日本工業規格K0102 61							
総 水 銀 mg/1			昭和46 環告第59号付表1							
アルキル水銀 mg/1		不検出	昭和46 環告第59号付表2、昭和49 環告第64号付表3							
P C B mg/1		不検出	昭和46 環告第59号付表3							
ジクロロメタン mg/1		0.02以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.2							
四塩化炭素 mg/1		0.002以下	日本工業規格K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1, 5. 5							
クロロエチレン (別名塩化ビニル mg/1		0.002以下	平成9年 環境庁告示第10号付表							
又は塩化ビニルモノマー)										
1, 2-ジクロロエタン mg/1		0.004以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2							
1,1-ジクロロエチレン mg/l		0.1以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.2							
シス1, 2-ジクロロエチレン mg/1		0.04以下	日本工業規格K0125 5.1,5.2,5.3.2							
1, 1, 1-トリクロロエタン mg/l		1以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5							
1, 1, 2-トリクロロエタン mg/l		0.006以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5							
トリクロロエチレン mg/1		0.03以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5							
テトラクロロエチレン mg/l		0.01以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5							
1, 3-ジクロロプロペン mg/1		0.002以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1							
f		0.006以下	昭和46 告示環告第59号付表4							
シ マ ジ ソ mg/l		0.003以下	昭和46 告示環告第59号付表5第1、第2							
チ オ ベ ン カ ル ブ mg/1		0.02以下	昭和46 告示環告第59号付表5第1、第2							
ベ ン ゼ ン mg/l		0.01以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.2							
セ レ ン mg/l		0.01以下	日本工業規格K0102 67.2,67.3又は67.4							
ふ っ 素 mg/l		0.8以下	日本工業規格34.1又は34.1c 及び昭和46. 環告第59号付表6							
ほ う 素 mg/l		1以下	日本工業規格47.1,47.3又は47.4							
1,4-ジオキサン mg/l		0.05以下	昭和46年 環境庁告示第59号付表7							
農用地		15以下	昭和50 総令第31号第1条第3項及び第2条 含有							
田に限る。 銅 Mg/kg		125以下	昭和47 総令第66号第1条第3項及び第2条 試験							
検体の性状形状		色	におい							
発生 備考 X X	. 場 所: 事業者名: 事 名:									
<u> </u>		ギ に行わせた担合の\								

^{*}計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の名前又は名称及び事業者の所在地を備考欄に記入。

埋立て等に使用される土砂等の環境基準

項目	基	準	値	:	則	定	方	法
カドミウム	検液 1 ぱにつ	き0.01	mg以下	日本工業規格	(0102の55	に定める	方法	
全シアン	検液中に検出	されな	いこと。	日本工業規格	(0102の38	別に定める	方法 (規格	338.1.1に定める方法
左 操胀	検液中に検出	++++>	L				ノー+日ノギ フ	
┃有機燐 ┃	快液中に快山	51113	いこと。					コマトグラフ法以外
								コマトグラフ法以外 149年環境庁告示64号
				付表2に掲げ		71-00 J C	ነው, ሥርብ	143年垛块门口小04万
<u></u>	検液 1 ぱにつ	★ 0 01	mg DJ Ts	日本工業規格		に定める		
<u>***</u> 六価クロム	検液1次につ		<u> </u>	日本工業規格				
砒素	検液1パパにつき				_			業規格K0102の61に定
40元	つ埋立て等の			める方法	W-9 0 0 1	C 00 5 C 16	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	*XX11111010207011CZE
	の土地利用目				‡のにあ・	っては、農	用地十墳	[汚染対策地域の指定
	限る。)であ							省令(昭和50年総理
	、試料1kgにつ			府令第31号)				
		_	0					
総水銀	検液1%につき	≛ 0.000	5mg以下	昭和46年環境	宁告 示第5	59号付表 1	に掲げる	方法
アルキル水銀	検液中に検出	されな	いこと。	昭和46年環境	宁告示第5	59号付表22	及び昭和4	19年環境庁告示第64
				号付表3に掲げ	る方法			
PCB	検液中に検出	されな	いこと。	昭和46年環境	宁告示第5	59号付表31	こ掲げる	方法
銅	埋立て等のよ	うに供	する場所	農用地土壌汚	染対策地	或の指定要	件に係る	銅の量の検定の方法
	の土地利用目	的が農	用地(田に	を定める省令	(昭和474	年総理府令	·第66号)	第1条第3項及び第2
	限る。) であ	る場合	はにあって	条に規定する	方法			
	は、試料1kgl	こつき1	25mg未満					
ジクロロメタン	検液 1 ぱにつ	き0.02	mg以下	日本工業規格I	(0125の5.	1, 5. 2, 5. 3	3.2に定め)る方法
四塩化炭素	検液 1 ぱにつ	き0.00	2mg以下	日本工業規格I	(0125の5.	1, 5. 2, 5. 3	3. 1, 5. 4. 1	1,5.5に定める方法
クロロエチレン	検液1%につき	き0.002i	ng以下	平成9年環境庁	告示第10号	計表に掲げ	げる方法	
(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)								
1・2-ジクロロエタン	検液 1 ぱにつ	き0.00	4mg以下	日本工業規格	(0125の5.	1, 5. 2, 5. 3	3. 1, 5. 3. 2	2に定める方法
1・1-ジクロロエチレン	検液 1 深につ	き0.1m	g以下	日本工業規格	(0125の5.	1, 5. 2, 5. 3	3.2に定め)る方法
シスー1・2-ジクロロエチレン	検液 1 深につ	き0.04	mg以下	日本工業規格	(0125の5.	1, 5. 2, 5. 3	3.2に定め)る方法
1・1・1-トリクロロエタン	検液中 1 深に			日本工業規格I	(0125の5.	1, 5. 2, 5. 3	3. 1, 5. 4. 1	1,5.5に定める方法
1・1・2-トリクロロエタン	検液中 1 ぱぱに	つき0.	006mg以下	日本工業規格	(0125の5.	1, 5. 2, 5. 3	3. 1, 5. 4. 1	1,5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液中 1 深に	つき0.	03mg以下					1,5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液中 1 兆に							1,5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液中 1 深に	つき0.	002mg以下	日本工業規格	(0125の5.	1, 5. 2, 5. 3	3.1に定め	る方法
チウラム	検液中 1 流に			昭和46年環境	宁告示第5	59号付表41	こ掲げる	方法
シマジン	検液中 1 ぱに			昭和46年環境	宁告示第5	59号付表50	か第1又は	は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液中 1 ぱに							は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液中 1 深に	つき0.	01mg以下	日本工業規格I	(0125の5.	1, 5. 2, 5. 3	3.2に定め	る方法
セレン	検液中 1 流に	つき0.	01mg以下	日本工業規格I	(0102の67	7. 2、67. 32	又は67.41	こ定める方法
ふっ素	検液中 1 湯に	つき0.	8mg以下					は規格34.1 c) (注
								質及びイオンクロマ
								場合にあっては、こ
						きる。)及	.ひ昭和40	6年環境庁告示第59号
ロンま	1 / 1 1000			付表6に掲げる		7 4 47 ^-	7/147 **	
ほう素	検液中1次に			日本工業規格				
1, 4-ジオキサン	検液 1 ぱにつ	き0.05	mg以下	昭和46年環境	丁告示第5	9号付表71	こ掲げる	万法

備考

- 1. 基準値の欄中、検液中濃度に係るものにあっては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法より検液を作成し、これを用いて測定するものとする。この場合においては、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2. 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

様式-4(条例第12条関係第8号様式準用)

土 砂 等 採 取 元 証 明 書

年 月 日

様

採取元(発生元)事業者 住 所 事業者名 代表者又は現場責任者 印電話番号

搬出する土砂等が次の工事現場から採取(発生)された土砂等であることを証明します。

土砂等の採取場所の所在地					
	工事名				
土砂等が建設工事等により		氏名:			
発生した場合にあっては、	発注者	住所:			
建設工事等の概要		電話番兒	号:		
	工事施行期間	年	月 日から	年月	日まで
当該埋立て等区域への土砂					
等の搬入予定量				立方	i メートル
今回の証明に係る土砂等の					
量				立方	īメートル
当該埋立て等区域への土砂					
等の搬入期間	年月	目 日か	いら 年	月	日
発生土砂等の土壌検査結果					
証明書の有無	有	無			
証明に係る土砂等の運搬事	運搬事業者名	:			
業者名、住所及び電話番号	住所	:			
	 電話番号	:			

(注)特定事業区域へ搬出する場合は、条例第 12 条関係第 8 号様式を使用すること。 その場合の宛名は、条例第 10 条の規定により許可を受けたものとし、証明者は搬出 側の発注者から請け負った施工業者とする。

特定事業区域以外へ搬出する場合の宛名は、搬入側の発注者とし、証明者は搬出側の発注者から請け負った施工業者とする。

試料の採取方法

- 1 搬出する土砂等の採取方法
 - イ 土壌検査のための試料は、埋立て等に使用しようとする土砂等の採取場所毎に、当該土砂等の量がおおむね5,000m3につき1点の割合で採取すること。 ただし、採取場ごとに1試料は採取すること。
 - ロ 上記の場合において、土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、原則として、分散した任意 の5地点を決め、その5地点から採取された土砂等を等量混合し、1試料とすること。
 - ハ 深さについては、原則として、地表から50cm までの土砂等を均等に採取することとし、それによりがたい場合は、現場状況などを考慮し適切な採取方法とすること。

構造上の基準

1 埋立て等

- (1) 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の 置換えその他の措置が講じられていること。
- (2) 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施行する場合にあっては特定事業を施行する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- (3) 埋立て等の高さ(特定事業により生じた法面の最下部(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及び法面(擁壁を用いる場合にあっては当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該法面の勾配の欄に定めるものであること。

土 砂	等 の 区 分	埋立て等の	高さ	法面の勾配
砂、礫、砂質土、礫質	建設業に属する事業を行	土質試験等に基づき	安全が確保	安全が確保される勾配
土、通常の施工性が確	う者の再生資源の利用に	埋立て等の構造の安	される高さ	
保される粘性土その他	関する判断の基準となる	定計算(以下、「安		
これらに準ずるもの	べき事項を定める省令(平	定計算」という。)		
	成3年建設省令第19号)	を行った場合		
	別表第1に規定する第1種			
	建設発生土、第2種建設発	その他	10m以下	垂直1mに対する水平距
	生土及び第3種建設発生土			離が1.8m(埋立て等の
				高さが5m以下の場合に
				あっては、1.5m) 以上
				の勾配
	その他	5m以下		垂直1mに対する水平距
				離が1.5m以上の勾配
その他		安定計算を行い、安全	全が確保され	安定計算を行い、安全が
(注1)		る高さ		確保される勾配

- (4) 擁壁を用いる場合の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。
- (5) 埋立て等の高さが 5m以上である場合にあっては、埋立て等の高さが 5mごとに幅が 1m以上の段をもうけ、当該段および法面には、雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- (6) 特定事業の完了後の地盤のゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- (7) 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって、風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- (8) 特定事業区域(法面を除く。)は利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防 止のための 措置が講じられていること。

(注1) 第4種建設発生土及び浚渫土

(9) 埋立て区域が 3,000m2 未満の場合、林道事業については上記によらず「岐阜県林道設計指針」によるものとする。

2 保安地帯

(1)特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の安全地帯が設置されていること。

5, 000m2未満	4 m以上
5, 000m2以上1ha未満	6m以上
1ha以上3ha未満	1 0 m以上
3ha以上5ha未満	1 4 m以上
5 h a 以上10 h a 未満	18m以上
10ha以上15ha未満	2 4 m以上
15ha以上20ha未満	2 7 m以上
20ha以上	3 0 m以上

- (2) 土砂等の堆積の高さ(法面の最下部と最上部の高低差をいう。)が5m以下であること。
- (3) 土砂等の堆積の法面の勾配は、垂直1mに対する水平距離が、1.8m以上の勾配であること。

工事発注から完了までの事務フロー

